

## 健康増進課業務用軽貨物自動車賃貸借契約書

那覇市（以下、「甲」という。）と、（以下、「乙」という。）との間に  
公用車（以下、「車両」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名
- (2) 型式
- (3) 塗色
- (4) 数量 1台
- (5) 仕様 仕様書のとおり

（賃貸借の目的）

第2条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和8年11月2日～令和13年10月31日までの60月とする。

（車両の引渡し）

第4条 賃貸借車両の引渡しは、甲の指定する場所において、甲乙双方が立会い、  
装備、外観その他すべての点において、賃貸借目的の限度において良好な状態  
にあることを確認の上、行うものとする。

2 賃貸借車両の隠れた瑕疵については、乙の責任において必要な措置を講ず  
るものとする。

（瑕疵担保）

第5条 賃貸借車両が隠れたる瑕疵により運転及び操作に不能が生じたときは、  
その補修・交換等については乙の責任において解決するものとする。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は総額 円とする。（うち取引にかかる消費税及び地方  
消費税額 円）

2 各年度及び各月の賃金支払い金額は、別表(1)支払い明細表のとおりとし、  
賃貸借開始の日から期間満了の日までに暦の月毎に計算するものとする。た  
だし、賃貸借期間の始期が月の中途の場合は、当該月の賃貸借料は当該月の  
日数による日割り計算とする。賃貸借契約の終期が月の中途の場合も同様と  
する。

3 前項の日割計算は、暦日数によるものとし、円未満は切り捨てるものとする。

(賃借料の支払い)

第7条 前条の賃借料は、分割して各月分を翌月払いするものとし、乙は毎月書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

3 甲は、契約期間中において、乙の責によらない理由で賃貸借車両を使用しない期間もしくは使用できない期間があったとしても乙に対する賃貸借料の支払いを免れない。

4 第2条に定める賃貸借期間において、消費税及び地方消費税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、賃貸借料を変更することができる。

(支払遅延利息)

第8条 甲の責めに帰すべき事由により、約定の期日までに賃借料を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、当該未支払い額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。ただし、その約定の期日までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第3号の規定により免除する。

(公租公課)

第10条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第11条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備および継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、磨耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリー含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時により、これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第12条 乙が前条に規定する保守点検を行うため甲が必要としたときは、乙は甲に対して代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃貸借権譲渡等の禁止)

第13条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、または担保の用に供してはならない。

(車両の原状回復及び返還)

第14条 甲は、この契約が終了したときは、通常の損耗を除き、物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 乙は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 甲は、前項の規定による撤去に際して必要があるときは、職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(損害賠償責任)

第15条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手に損害を与えたときは、契約違反者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(納期の延長)

第16条 乙は、天災地変その他の正当な理由により、履行期限までに契約を履行できないときは、その理由を記した納期延長願書を納期内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による願書の提出があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、乙と協議して延長後の履行期限の日付等を定めるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲または乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができるものとする。

(特約事項)

第18条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定め

る条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条に規定する長期継続契約とする。なお、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、この契約を変更または解除することができるものとする。

（裁判管轄）

第 19 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

（協議）

第 20 条 この契約に定めのない事項、または本契約に関し当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙